

ひまわり

2022
JUL

もくじ

- 2 情勢 旧優生保護法裁判のこれから
- 3 地域とのつながり
～かめおか作業所玄関にきれいな花が咲きました～
- 4 スポーツレクリエーションフェスティバルに参加しました！
デイセンターぼれぼれに新しい車が届きました！
- 5 ちょっと聞いてよ！第39回
みんなの思い、国会へ届けました！
- 6 下請け作業承ります・時・ご寄付

今月号の表紙写真：デイセンターぼれぼれ（渡邊淳代さん）
昨年度コロナで開催ができなかった新年会をやっと開催できました。おいしいお弁当を食べました！

社会福祉法人 亀岡福祉会

○法人本部：〒621-0033 京都府亀岡市蕨田野町佐伯大門30-1

TEL:0771-24-2596 FAX:0771-24-2597

HP <http://www.kamecomyu.net/>

旧優生保護法裁判 のこれから

筒井淳一

JUNICHI TSUTSUI

かめおか作業所
所長

「感無量だ」「希望の光が見えた気がする」2022年2月22日、大阪高等裁判所第5民事部は、旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟の控訴審において、国に対し、被害者である控訴人らに対して賠償金の支払を命じる判決を言い渡しました。この判決は、全国各地で提起されている旧優生保護法国家賠償請求訴訟に関する最初の高等裁判所判決であるとともに、原告(控訴人)の請求を認めた初めての勝訴判決でもあります。そして、続く3月11日には東京高等裁判所でも同じく国に賠償責任を命じる判決が下され、各地の原告や関係者から喜びの声があげられました。

「命の選別」をする法律

戦後間もない1948年に成立した旧優生保護法。この法律は本人の同意がなくとも、都道府県の審査会に申請し、認められれば、障害のある人や病気になる人に対して子どもが産まれないよう手術が行えるというものでした。法律は1996年までの48年間続き、なかには法律が廃止された後に手術を迫られた方もおられます。被害者はわかっているだけで約2万5000人いると言われています。

旧優生保護法ができた経緯には、戦後の人口増加による食糧不足などの状況下が挙げられます。当時、世界的に見ても19世紀の終わりから20世紀のはじめにかけて、国を強くするために強い人や優れた人だけが必要であり、

障害や遺伝する病気のある人などはいないほうがよいとの考え方が広がりました。「命の選別」をする法律が作られ、続いてきたのです。この「障害のある人は生まれてはならない」という認識を人々の意識に植え付けてしまった影響は現在の日本でも完全に消えてはいません。津久井やまゆり園事件での「障害者は人ではない」という被告の考え方は記憶に新しいところです。

「除斥期間」の壁を超える

2018年1月、宮城県的女性が旧優生保護法のもと、障害を理由に強制不妊手術をされたことは憲法違反だったとして、国家賠償請求を起こしたことをきっかけに全国各地で声が上がりました。これまで原告25人が全国9か所の裁判所に提訴しています。これまでに、仙台、東京、大阪、札幌、神戸の各地方裁判所では、旧優生保護法自体又は同法に基づく不妊手術が違憲であることを認めながらも、訴訟提起時には、改正前民法724条後段の「除斥期間」が経過していたことを理由に原告の請求を棄却してきました。今回の大阪高裁の判決では、「権利行使を不能又は著しく困難にする状況を加害者(国)が創出した場合に除斥期間を適用して加害者を免責するのは著しく正義・公平の理念に反する」として除斥期間の適用は制限され、請求権は消滅しないという判断となりました。更に東京高裁判決では、「旧優生保護法に基づき優生手術等を受けた者に対する一

時金の支給等に関する法律」の施行日から5年以内に訴訟提起した者としませんでした。

まだまだ通過点

今回の判決で、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済の道が大きく開かれたことは高く評価されるべきだと思います。しかし、まだまだ通過点にすぎません。大阪と東京以外では棄却されていることを受け止めながら、運動を広げていく必要があります。そして、被害を受けた方は総じて高齢であり、原告の中にはすでに亡くなられた方もいます。一刻の猶予も許されません。国は2つの高裁判決が司法府として全面救済が必要とする判断を下したことを踏まえ、被害を受けた方々の尊厳回復に向けた措置を直ちにとるべきです。昨年12月には兵庫県明石市で旧優生保護法の被害を救済する条例が可決されました。こうした自治体独自のとりくみも追い風となっていくはずです。旧優生保護法の問題は決して被害にあわれた方々だけの問題ではありません。全ての人が等しく持っている人としての権利を奪うことはあってはならないことです。同じ過ちをくりかえさないためにも、今できることを多くの人と考え、伝えていくこと、声をあげていくことが必要不可欠ではないでしょうか。

参考文献

みんなのねがい 2022年6月号
きょうされん学習パンフレット

地域とのつながり かめおか作業所玄関に きれいな花が咲きました!

「今回、作業所からの依頼をなぜ引き受けてくださったのですか? その時のお気持ちは?」
6年ほど前に3つ夢を持ちました。1つは保育園、1つは福祉施設、もう1つは病院。その人たちと一緒に壁画を描くことでした。アートを通して笑顔が生まれたり夢や感動に繋がるキツカケになったりすれば、それこそが私のやりがいです。数年前に保育園で園児たちと絵を描きました。(作業所からの依頼は)断る理由はなく、感謝の気持ちでいっぱいでした。

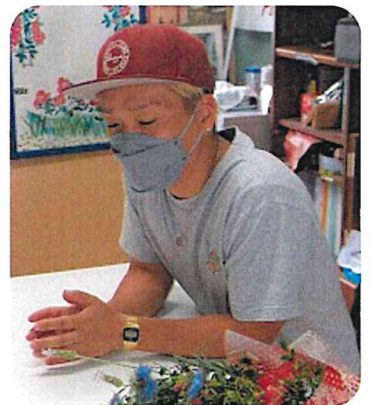
かめおか作業所では、今年度玄関に壁画を制作することになり、アートデザイナーの芝高一夢さんにお願ひすることになりました。5月10日にはメンバー全体への説明会をし、19日からは作業が始まりました。色塗りにはメンバーも参加し、1人花びら1枚等交代で全員が参加しました。描きながらまた描いていない時もメンバーは芝高さんに会いに行き、壁画が完成するころにはすっかり人気者の芝高さんでした。そんな芝高さんに壁画完成後に感想等インタビューをさせていただきましたのでご紹介します。



交代で色を塗るメンバー

「亀岡福祉会のことは以前からご存じでしたか?どんな印象を持っておられましたか?」
福祉業界のことを漠然と知っていた程度でした。「受け入れてもらえるかな」と最初は楽しみより不安の方が多くドキドキしていました。でも初日にメンバーのみんなといったお話ししてたくさん笑顔にふれて不安は全部なくなりました。

「今回の作品のポイントは何ですか?」
はつきりした色鮮やかなカラーが私のアートの特徴の一つですが、メンバーの方々と触れ合う中であったかい空気、一人ひとりの笑顔、職員の方々の優しい雰囲気、施設全体のぬくもり、そんな印象から今回は優しい色の花が咲きました。



インタビュー中の芝高さん

「今後どんなところに描いてみたいという目標、夢をお持ちですか?」
3つの夢のうち2つが叶いました。自分が思い描いていた以上の幸せを感じています。あと1つ、

「色塗り以外でもメンバーは芝高さんに話をしに行っていましたか?」
どう思いましたか?どんなことが印象に残りましたか?
目が合えば手を振ってくれて、何度も見に来てくれて、昨日の続きの話をしてくれて、心から嬉しかったです。みんなと会って話すのが毎日楽しみでした。少しの間でしたが、みんなとの時間全部が印象的で私の大切な宝物です。



制作中はメンバーと芝高さんの写真をたくさん撮りました。その一部を作業所玄関に飾っています。

※《プロフィール》
芝高一夢(しばたかいつむ)さん
アートデザイナー / 亀岡市出身
ICHI NO YUME
全国各地での壁画制作
キャンバス画制作
オリジナル商品企画・制作・販売
URL <http://ichinoyume.com>

※他にも質問にお答えいただいているのですが、誌面の関係上抜粋して掲載しています。インタビューの完全版を亀岡福祉会ホームページに掲載しています。またホームページでは完成までの経過等も掲載しています。ぜひご覧ください。

病院や医療施設へ描きたいという夢があります。老若男女問わず患者さんたちと一緒に制作できる日を楽しみにしています。
私の夢を叶えてくれてありがとうございます。一緒に過ごした時間は私にとってかけがえのない思い出です。みんなで咲かせた色とりどりの花のように、彩溢れる人生であることを願っています。